

⇩ 車に関するトラブルが生じた場合

Q : 私は運送業を営む個人事業者です。仕事柄、車に関するトラブルが多く発生します。

(1) 駐車違反をした場合、(2) 交通事故を起こした場合、に支払う金銭の取扱いについて教えてください。

A : 駐車違反による交通反則金は必要経費に算入できませんが、交通事故の損害賠償金は、故意又は重大な過失がない限り、必要経費に算入することができます。

【解説】

駐車違反により支払う罰金等については、その違反者に対する罰則の効果を減殺させないために必要経費に算入されません。ただし、駐車違反に伴い徴収されるレッカー車代等は、罰金とは性質を異にし、実費負担の意味合いが強いため、業務遂行上のものであれば、必要経費に算入できます。

また、交通事故の損害賠償金(慰謝料、示談金、見舞金等他人に与えた損害を補填するために支出する一切の費用を含む)は、原則として必要経費に算入されます。ただし、故意又は重大な過失がある場合には、必要経費に算入されません。重大な過失とは、その時の具体的な事情、その者が払うべきであった注意義務の程度、不注意の程度などにより判定されますが、次に掲げる場合には、特別な事情がない限り、重大な過失に該当します。

- ① 無免許運転、高速度運転、酔払運転、信号無視
- ② 雇用者の超過積載の指示、整備不良車両の運転の指示等

